館山市営市民運動場及び出野尾多目的広場
館山市ネーミングライツ募集要領

1 目的

館山市ネーミングライツ事業実施要綱（以下「実施要綱」）に基づき、市が保有する施設の愛称の命名権を事業者に付与することを通じて、事業者の支援により施設の魅力を高めるとともに、市の新たな財源を確保することにより、市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的として、市有施設のネーミングライツパートナー（以下「パートナー」）を募集します。

2 ネーミングライツ事業の概要

（1）ネーミングライツ事業は、市との契約により市有施設の名称に企業名や商品名などを冠した愛称を付与させることで、事業者から対価（金銭、施設で利用可能な物品の納入、役務の提供等）を得て、当該施設の運営や維持管理等の費用に充てる事業です。

（2）ネーミングライツ導入後は、市は積極的に愛称を使用することとしますが、条例で定める施設等の名称は、変更しないものとします。

3 ネーミングライツの対象施設等

（1）対象施設と所在地

館山市営市民運動場	館山市正木4304番地の2
館山市営出野尾（いでのお）多目的広場	館山市出野尾 536 番地の 1

（2）希望契約金額

500,000 円以上（年間、消費税等を含む）

（3）契約期間

3年以上 10 年以下

（4）命名権

対象施設に愛称看板を設置できるほか、市ホームページや広報紙、対象施設で実施されるイベントのチラシ、パンフレット等で積極的に愛称を使用します。

※ただし、契約前に作成したもの、契約終了後も使用する（残る）可能性があるものなどについては、愛称を記載しない場合があります。

また、契約期間終了後、当該施設の契約更新に際して優先交渉権があります。

4 愛称

（1）施設の愛称として、法人の名称や商品名（ブランド名）等を付することができます。そのため、公共の施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものであることとします。

（2）愛称による施設名称看板等を施設に設置できます。施設名称看板等の意匠・構造・設置方法等については、市と協議の上、決定します。

（3）パートナーであることを自社のホームページや出版物等で広報することができます。

（4）（1）に関わらず、館山市有料広告掲載要綱第3条及び館山市広告掲載基準第5条、第6条に掲げるものは、愛称とすることはできません。

（5）市民や施設等利用者の混乱を避けるため、正式名称を併記します。表示方法については、市と協議の上決定します。

（例：「●●●（正式名称）」、「（正式名称）●●●」など）

（6）原則、契約期間内における愛称の変更はできません。

5 ネーミングライツ事業に係る費用負担

費用負担については、以下のとおりです。

費用負担の区分	市	パートナー
施設内外の表示の変更（施設看板、道路標識等）（注1）		○
原状回復費用		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物や市ホームページの表示の変更（注2）	○	

（注 1）施設内外の表示の変更は、市や関係機関と協議の上、変更可能な表示を対象とします。

また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め市や関係機関と協議の上、決定します。なお、屋外への看板設置については、千葉県屋外広告物条例等の関係法令を遵守するものとします。

（注2）残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上、決定します。

6 パートナーの資格

（1）ネーミングライツ事業の趣旨に賛同し、パートナーとなることを希望する事業者が対象です。

（2）館山市有料広告掲載基準第4条に掲げる事業者については、パートナーとなることができません。

7 提出書類

ア 館山市ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）

イ 応募者の概要を記載した書類

ウ 定款、寄附行為その他これらに類する書類

エ 法人の登記事項証明書

オ 印鑑証明書

カ 最新年度の事業計画書

キ 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書

ク 直近1年間分の納税証明

（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税及び市税完納証明）

ケ 提案事項を記した書面（任意書式）

コ その他市長が必要と認めるもの

※応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

8 選定方法

(1)選定に当たっては、ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「委員会」）において、命名権料、愛称、応募者の経営状況、社会貢献度等を総合的に評価し、その結果を基に市長がパートナーとなる事業者を決定します。

また、応募者が1者のみの場合も、委員会においてパートナーとしてふさわしいかどうか審査します。

(2)次表の審査項目に基づき得点化します。

審査項目	最高得点
提案された命名権料※1	40
愛称※2	20
提案された契約期間	20
法人の経営状況、事業内容等	20
合計	100
【加点】附帯的提案内容※3	+10

※1 物品や使役の提供（を含む）の場合は、見積書などの金額の根拠となる資料をご提示ください。金額の妥当性などを市で調査した上で審査を行います。

なお、市として不要なものや当該施設で利用ができないものの提供は、見積金額に関わらず、減額します。

また、館山市広告掲載基準第 6 条に基づく審査も行います。

※2 公共の施設等にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から市民の理解が得られるものであるかどうか

※3 市側に新たな負担が生じない範囲で、イベントの企画や施設の利用促進案など、施設の魅力向上に繋がる提案であると評価した場合に加点します。

(3)候補者の決定方法

ア 各委員の審査点の総合計が最も多い応募者を候補者とします。

イ 総合計点が同点の場合は、多数の委員が上位と評価した応募者を候補者とし、それによっても決しがたいときは、命名権料が高い応募者とし、更に同じ得点の応募者がいる場合は、「契約期間」、「愛称案」の順に各審査項目の合計点が高い応募者を候補者とします。

(4)失格条件

ア 審査の過程で、提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合

イ 審査項目（【加算】を除く）ごとに全委員の得点を平均したもの合算が、50 点に満たない応募者

ウ 各審査項目のいずれかに、各委員の審査点の合計が「0点」の項目があった応募者

9 審査結果の通知、公表

審査結果は、全ての応募者に通知します。審査の結果、選定基準を満たすものがいない場合は、パートナーを選定しないこととします。

市は候補者と締結に向けた協議を行い、双方が合意し、正式に契約を締結した後、契約内容（パートナーの名称、施設の愛称、契約金額等）について、市のホームページ等で公表します。

10 契約の解除

パートナーが、館山市ネーミングライツ事業実施要綱第17条に該当するときには、契約を解除するものとします。その場合、パートナーは、速やかに施設を原状回復するものとし、その必要な費用は、パートナーの負担とします。なお、市は当該年度分の契約金額は返還しません。

11 知的財産権

名称に関する知的財産権は、パートナーに帰属するものとしますが、市が無償で使用することを認めるものとします。

また、本件名称表示に関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、パートナーが自己の責任と費用において解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

12 応募先等

応募先及び各種問合せは下記のとおりです。なお、施設の見学は随時受け付けております。

館山市教育委員会　教育部　スポーツ課　スポーツ施設係
住所：〒294-8601　千葉県館山市北条 1145 番地の１
電話：0470-22-3696　FAX：0470-23-3115
Email：sportska@city.tateyama.chiba.jp

【参照条文】

・愛称とすることができないもの

館山市有料広告掲載要綱（抜粋） 第3条　掲載できる広告の範囲は，次の各号のいずれにも該当しないものとする。 （1）法令等に違反し，又は違反のおそれのあるもの （2）公の秩序又は善良の風俗に反し，又は反するおそれのあるもの （3）政治活動，宗教活動，意見広告又は個人の宣伝に関するもの （4）その他広告として掲載することが妥当でないと市長が認めるもの 2　前項に定めるもののほか，広告媒体に掲載できる広告に関する基準は，別に定める。
館山市広告掲載基準（抜粋） 第5条　次の各号に定めるものは、広告媒体に掲載しない。 （1）次のいずれかに該当するもの 　ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの 　イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

エ 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

オ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの

カ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

キ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

ク 社会的に不適切なもの

ケ 国内世論が大きく分かれているもの

コ 尋ね人、養子縁組などのもの

サ 懸賞広告及びクーポン付き広告

シ 他人名義の広告（広告主が他人又は他人の事業、商品等の広告をする場合）

（2） 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現根拠のない表示や誤認を招くような表現

例：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）

イ 射幸心を著しくあおる表現

例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等

ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 広告の内容又は責任の所在が明確でないもの

例： 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの

ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

（3） 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

・パートナーとなることができない事業者

館山市広告掲載基準第4条（抜粋）

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

（1） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種

（2） 風俗営業類似の業種

（3） 消費者金融に係る業種

（4）たばこ製造に係る業種

（5）ギャンブルに係る業種

（6）規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

（7）法律の定めのない医療類似行為を行う施設

（8）商品先物取引に関するもの

（9）占い、運勢判断に関するもの

（10）興信所・探偵事務所等

（11）債権取立て、示談引受けなどをうたったもの

（12）民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者

（13）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの

（14）その他市有資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの

例：ア 現在又は前身が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のある事業者

イ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの

ウ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費・作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する）など

エ 各種法令に違反しているもの

オ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの

カ 不当景品類及び不当表示防止法に違反しているもの

キ 連鎖販売取引、業務提携誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの

ク 前払式割賦販売等（許可業者を除く。）に関するもの

ケ 催眠商法に関するもの

コ 本市の市税を滞納している事業者

サ 館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている事業者

・業種ごとの基準

館山市広告掲載基準（抜粋）

第6条 広告媒体主管課は、掲載の都度、別表に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。

（1）各業種や商品・サービスについて、必要な許可・免許等の有無、業界団体等への加盟状況、広告表示関連法令等の違反の有無等について不明な点は、広告を掲載する事業者に確認をするものとする。

（2）医療、老人保健施設、選挙、墓地、古物商・リサイクルショップ等に関するもの又は消費者関連法に抵触するおそれのあるものについては、直接、関連法令等を所管する課又は機関に相談するものとする。

別表（省略）

様式第１号（第11条関係）

年　　　月　　　日

館山市長　　様

申請者
所在地
事業者名
代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

館山市ネーミングライツ事業申込書

館山市ネーミングライツ事業実施要綱を了承の上、同要綱に定める応募資格を有することを誓約し、下記のとおり応募します。

下記及び添付書類の記載内容は、真実に相違ありません。また、これらの内容について、暴力団排除等のため、関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。

記

<table>
<tr><td colspan="2">対象施設名</td><td>①館山市営市民運動場</td><td>②館山市営出野尾多目的広場</td></tr>
<tr><td rowspan="3">フリガナ
希望愛称</td><td>案１</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>案２</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>案３</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">命名の理由
（応募の動機）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">希望契約期間</td><td colspan="2">年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">命名権料
（希望金額）</td><td colspan="2">金　　　　　　　　　　　円（年額）</td></tr>
<tr><td colspan="2">附帯的な提案</td><td colspan="2">【命名権料のほか、ご提供いただける付帯的な提案がある場合は記入してください。】</td></tr>
<tr><td colspan="2">他自治体における実績</td><td colspan="2">【導入実績（自治体名、施設名、期間、命名権料）】</td></tr>
<tr><td rowspan="4">担当者
連絡先</td><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>部　　署</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>Ｅ－ｍａｉｌ</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>